

敦賀市公告第71号

敦賀市庁舎建設基本計画策定・基本設計委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成29年10月18日

敦賀市長 淵上 隆信

1 業務概要

- (1) 業務名 敦賀市庁舎建設基本計画策定・基本設計委託業務
- (2) 建設地 敦賀市中央町2丁目1番1号（現 敦賀市役所敷地）
- (3) 業務内容 敦賀市役所庁舎の現地建替えに係る地質調査、基本計画策定及び基本設計
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成30年9月28日まで
- (5) 業務委託料 64,272,000円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）を限度額とする。

2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす2者以上で構成する設計共同体とする。

- (1) 設計共同体の構成員のいずれもが、公告日から第一次審査参加申請書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 平成29・30年度敦賀市競争入札参加資格者名簿の建築関係コンサルタント業に登録されている者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

オ 福井県及び敦賀市において指名停止又は指名除外を受けている期間中でない者であること。

カ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。

キ 同一業務に係る他の設計共同体の構成員でない者であること。

- (2) 代表企業は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 過去15年間（平成14年度から平成28年度まで）に、市町村の庁舎の延べ面積5,000㎡以上の新築、増築又は改築のいずれかに係る設計業務の契約を行い、この期間に完了した実績を有する者であること。

イ 次に掲げる条件を全て満たす者を管理技術者（※1）として、この業務に配置できる者であること。

（ア） 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）の規定に基づく一級建築士の資格を有する者

（イ） 市町村の庁舎の延べ面積5,000㎡以上の新築、増築又は改築のいずれかに係る設計業務を、管理技術者として経験した実績を有する者

ウ 設計共同体への出資比率が、構成員中最大の者であること。

- (3) 設計共同体構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
- ア 敦賀市内に主たる営業所を有する者であること。
 - イ 過去15年間（平成14年度から平成28年度まで）に、敦賀市発注の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築又は改修工事（耐震補強工事を含む。）に係る設計業務の実績を有する者であること。ただし、設計共同体としての実績は除く。
 - ウ 法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者を、この業務の主任技術者（※2）として配置できる者であること。
- ※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- ※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

3 プロポーザルの日程

手続等	期間、期日、期限等
募集要領等の配布期間	平成29年10月18日（水）午前9時から 平成29年11月7日（火）午後5時まで
質問書の提出期限	平成29年10月26日（木）午後5時まで
質問に対する回答期日	平成29年10月31日（火）
参加表明書の提出期限	平成29年11月7日（火）午後5時まで
審査書類の提出期限	平成29年11月20日（月）午後5時まで
第一次審査結果通知	平成29年11月28日（火）
第二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	平成29年12月12日（火） 予定
受託候補者の決定及び通知	平成29年12月13日（水） 予定

4 参加手続等

別添の敦賀市庁舎建設基本計画策定・基本設計委託業務プロポーザル募集要領のとおりとする。

5 審査及び選定

本プロポーザルの審査は、敦賀市庁舎建設基本計画策定・基本設計委託業務プロポーザルの審査委員会において行い、受託候補者を選定する。

6 契約の締結

審査の結果、選定された受託候補者と、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、敦賀市財務規則（昭和55年敦賀市規則第4号）に基づいて契約を締結する。

7 その他

(1) 著作権等

提案書等の著作権は敦賀市に帰属する。ただし、契約を締結しなかったプロポーザル提案者が提出した提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

(2) 提出書類の使用及び取扱い

ア 市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及びその他市が必要と認めると

きに、提案書等は無償で設計共同体に承諾なく使用又は第三者に使用を許可できるものとする。

イ 市は、提案書類の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない。

エ 提案書に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。

(3) その他

ア 参加表明をした者が本プロポーザルに要した全ての経費は、設計共同体の負担とする。

イ 業務実施体制表に記載した管理技術者及び各主任技術者は、市が合理的な理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。